

社会福祉法人うらら 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当法人はパワーハラスメントおよびセクシャルハラスメント、妊娠、出産・育児休業に関するハラスメント等、個人の尊厳を損なうような行為を許しません。それらを見逃すこともしません。ハラスメント等の解決のための相談窓口の設置やハラスメントを許さない職場風土をつくるための法人職員を対象にした研修を実施します。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 計画目標

理事長宣言の「ハラスメント防止の方針」に基づき、ハラスメントのないすべての職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場風土をつくる

3. 取り組み内容

- ・法人策定の「ハラスメント防止に関する規定」に基づき相談、苦情の申し立てを受ける窓口と体制の整備
- ・法人策定の「職場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づいて一般職員および管理者を対象とした研修を実施する。
- ・「職場におけるハラスメント対策マニュアル」の見直しと更新

4. 実施時期及び実施回数

〈ハラスメント研修〉

- ・一般職員 9月 1年に1回実施
- ・管理者 9月 1年に1回実施

〈職場におけるハラスメント対策マニュアルの見直し更新〉

- ・ハラスメント対策委員会（幹部職員）が1年に1回見直しをし、追加修正する